平成２５年（フ）第３６号
茨城県常総市坂手町6028番地１
破産者　岡野　邦広
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９２号
茨城県結城市大字武井1319番地２
破産者　岡本　敏雄
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２２号
名古屋市守山区大字吉根字日の後603番地
エコビレッジ志段味Ｂ棟110号
破産者　後藤鈑金こと　後藤　真吾
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３２号
愛知県あま市甚目寺須原23番地　ファミール須原201号
破産者　松元　久雄
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５４号
大阪府貝塚市名越888番地ロイヤルガーデン名越102号、前住所大阪府貝塚市水間284番地６
破産者　水野　　隆
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番48―106号
破産者　山口登志雄
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
神戸市垂水区西舞子２丁目12番54―1103号
破産者　竹田　耕平
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５５号
奈良県大和郡山市白土町173番地６、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北２丁目１番10号
破産者　Ｋ―ＥＤＩＴＩＯＮこと　久保田崇大
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
埼玉県さいたま市見沼区大字新堤116番地１みんなの家・七里新堤、開始決定時の住所群馬県渋川市渋川2827番地１　セシール今成Ｃ―307
破産者　南波　邦明
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２５号
群馬県渋川市中郷2414番地
破産者　信沢　理枝（旧姓金井）
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２６号
群馬県渋川市中郷2414番地
破産者　信沢　文子
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４３号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地の４　六ツ川台団地２街区４棟201号
破産者　樋口信次郎
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８９号
静岡県浜松市東区笠井町179番地の１の２の１、前住所静岡県浜松市中区富塚町379番地ハートヒルズ富塚207号
破産者　**豊**田　孝幸
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
京都市西京区大原野北春日町1252番地の８
破産者　松山興業こと　松山　継憲
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
奈良市西木辻町９番地
破産者　月吠こと　中谷　英雄
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
山口県下松市南花岡１丁目22番21号　エスパースリーブル202号室、開始決定時の住所山口県下松市大字東豊井1383番地
破産者　山崎　一義
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３７号
徳島市昭和町６丁目41番地の２
破産者　濱井　浩一
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
徳島県板野郡松茂町広島字北ハリ18番地６、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓250番地２
破産者　大住　　武
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
徳島県板野郡松茂町広島字北ハリ18番地６、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓250番地２
破産者　大住美智代
１　決定年月日　平成25年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部